

学校事故と安全配慮義務

入 澤 充

はじめに

「学校事故」とは児童・生徒・学生等が学校管理下¹⁾において事故被害を受けた場合のことをいうが、その事故は毎年相当の数にのぼり、平成9年度の日本体育・学校健康センターによれば表1のようになっている。また、事故責任及び救済、補償・賠償制度をめぐる研究は1970年代から盛んになり²⁾、研究が進むにつれて被害生徒及びその親権者から学校事故責任を追及する裁判も多く提起されるようになってきた。裁判や研究過程では「在学関係」から民法415条に基づく債務不履行による安全配慮義務違反が、また民法709条及び国家賠償法1条規定の教師の不法行為からは注意義務違反についての理論構成が導き出され、学校・教師の責任を問う論理展開になってきた。しかし現在、安全配慮義務と注意義務についての論理構成に多くの課題が生じていることも指摘されている³⁾。

なぜならば、安全配慮義務と注意義務の考え方はその構成要件が異なるからである。すなわち安全配慮義務から追及される債務不履行責任には「契約」という概念が立ちはだかる。つまり契約が成立するということが当事者関係がなくてはならず、裁判で争われるのがまずこの当事者関係＝在学契約関係である。在学関係について詳しくは1-(2)で述べるが、学校教育上の在学関係では、債権者(児童・生徒・学生、保護者)に対して債務者(学校設置者等)は安全な教育を提供する義務があるため学校事故が生じた場合の挙証責任は、債務者(学校設置者)に生じる。

また、注意義務違反では不法行為の成否がその構成要件となり、挙証責任は被害者側に課せられるため学校及び教師の故意・過失責任を追及する中でしばしば学校不信を引き起こすことになる。さらに不法行為責任追及に重点をおくと教育活動上、学校及び教師は一般的市民的法義務を果していれば良いのかという問題が生じ、教育の場やスポーツ事故では

必ずしも有効な方法とはいえない面も生ずる。学校事故では被害者救済に重点をおけば良いのであるからこの違いはさして問題ではないが、この両者の実質の違いを厳密に法律に照らして解釈した場合、教師の故意・過失を根拠にした注意義務違反を追及するだけでは問題解決はしない。教育やスポーツという特定の目

表1 学校種別の事故発生件数

| ①学校種別の事故状況 | 発生件数 | 死亡 |
|---------------|---------------------------|-----|
| 小学校 | 500,336 | 45 |
| 中学校 | 376,855 | 53 |
| 高等学校 | 197,036 | 57 |
| 高等専門学校 | 2,157 | 1 |
| 幼稚園 | 42,609 | 1 |
| 保育所 | 44,773 | 13 |
| 合計 | 1,163,766 | 170 |
| ②死亡原因 | | |
| 1 体育活動中の突然死 | 51件(小学校7、中学校24、高校20、保育所0) | |
| (1)球技 | | |
| a 野球 | 10 (----- 5 5 -----) | |
| b サッカー | 2 (----- 2 -----) | |
| c バスケットボール | 2 (----- 1 1 -----) | |
| d バレーボール | 5 (----- 4 1 -----) | |
| (2)器械運動 | | |
| a 鉄棒 | 1 (----- 1 -----) | |
| (3)陸上競技 | | |
| a 走競争 | 22 (----- 4 9 9 -----) | |
| b 競歩 | 1 (----- 1 -----) | |
| (4)水泳 | 2 (----- 1 1 -----) | |
| (5)ボート | 1 (----- 1 -----) | |
| ※以下略 | | |
| 2 体育活動中以外の突然死 | 51件 | |
| 3 日射病・熱射病等 | 5件(中学校2、高等学校3) | |

(出所：『学校の管理下の死亡・障害』(平成9年版)日本体育・学校健康センター)

的をもって行われる営みには問題整理が必要であろう。今後この違いに関しては学校事故研究はもとより教育の規制緩和や自己責任という概念⁴⁾からもさらなる検討が必要になってくると思われる。しかし、ここではこのような検討課題については触れず⁵⁾、本稿では主として学校教育活動中⁶⁾に発生した体育・スポーツ事故に関して安全配慮義務と注意義務に関して争われた事例から学校と教師の責任について考えていくことにしたい。

1 学校教育における在学関係

(1) 児童・生徒・学生の生命・身体の安全保障

学校設置者は、教育を受ける側である児童・生徒・学生等に対して安全配慮義務を負うことは前述したとおりである。その基本的法的根拠は教育基本法第1条に求めることができる。つまり教育基本法第1条は「教育の目的」を「心身ともに健全な国民の育成を期して行われ、人格の完成をめざす」ことと規定しているからである。心身ともに健全な国民の育成を行うには、教育の場でまず安全が確保される必要がある。わが国ではこの教育目的を達成するための一つの「場」として学校教育制度⁷⁾が整備されている。その学校は学校教育法で学校種別にそれぞれ教育目標を規定し、そのための施設・設備面及び教育課程上からも安全が配慮されていなければならない。なお、その他教育関連法規で学校教育における安全配慮に関する根拠は表2のように体系化す

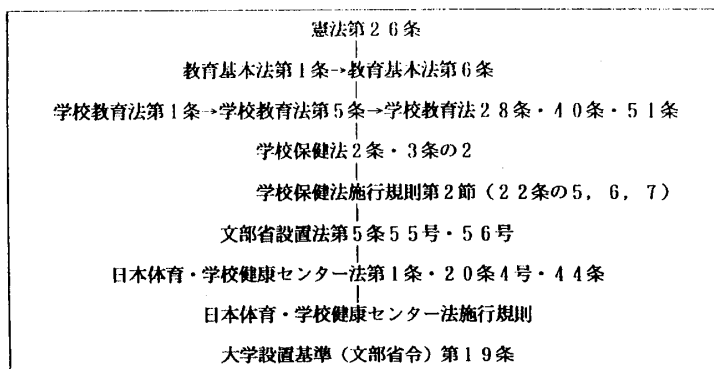
ることができる。

そして安全対策を十分とりながらも学校教育活動中に児童・生徒・学生等が「事故」にあった場合、日本体育・学校健康センター法に基づき災害給付がなされ、さらに各種学校災害保険制度によって災害補償が受けられる⁸⁾。だが、現実には学校事故をめぐる学校・教師側の過失責任や安全配慮義務違反を問わずにいられない程の重大事故が存在しているのもまた事実である⁹⁾。このような場合は裁判によって事実関係を争うことが一つの方法である。裁判過程で事故責任をめぐる主張されるのがまず「在学関係」である¹⁰⁾。そこで以下、判例では「在学関係」をどのようにみているか見ていくことにしたい。

(2) 判例からみる在学関係

現代社会は契約社会であり、当事者関係が常に意識されていなければならない。学校は未来の主権者のために教育を施す機関であるから、この「学校」を利用する児童・生徒・学生等は在学関係の一方の当事者になる¹¹⁾。しかし判例では、国公立大学学生の在学関係は「学長が行う行政処分である入学許可によって公法上の営造物利用関係が生じ、在学契約関係とみることはできない」¹²⁾と見る例が多く、大学以下の教育機関である公立学校に入学した児童・生徒にも適用されている。札幌地裁は、公立高校のボクシング部での死亡事故につき、生徒と学校の在学関係は「入学許可という行政処分によって発生する公法上の関係であって、契約によって生じた私立学校における在学関係とは異なる」と判示¹³⁾し、さらに長崎地裁も、体育授業中のラグビー事故に関して「公立学校における在学関係は契約によって生ずるのではなく一定の行政主体の行政処分（入学許可）により発生する公法上の営造物利用関係というべきで私立学校における在学関係とは異なる」¹⁴⁾と判示している。

表2 児童・生徒・学生等の安全保持のための法制度



私立高校においては、「高等学校の生徒には意思能力が肯定されることから、一般に、生徒自身と高校との間に在学関係が存在」¹⁵⁾すると判示され、多くは在学契約関係を認定している。また私立大学における事故判例でも学生が大学への「入学手続きを済ませた時点において在学契約が成立したものと認められ」¹⁶⁾ている。このような国公立学校の入学許可による公法上の営造物利用関係と私立学校における入学手続きを完了した時点で在学契約が成立するという「在学関係」はどうか問題が残るところである。教育目的から考察すればこのように分けるのは適当ではないことは明らかである。

とはいえ、学校事故判例では国公立・私立を問わず同じように安全配慮義務及び注意義務があると判示している。注14)で引用した長崎地裁判決は、「公立学校においても学生生徒が未成年の場合にはその親権者と指導にあたる教師及び施設管理者である学校当局との間には一定の信頼関係により基礎づけられており、法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間では当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般に認められるべき安全配慮義務が否定されるものではない。これは司法上の契約により在学関係が成立した場合と異ならないと解するのが相当である」というのである。そして、履行補助者としての体育教師が、教育活動の中で、その職務上生徒の健康管理及び事故防止について万全を期すべき注意義務を負うことはいうまでもない、としている判断は当然であるといえよう。なぜならば学校の設置形態が異なっても「教育の目的」を達成するためには、学校という教育機関は日本国憲法・教育基本法に従わなくてはならないからである。

そこで問題となるのは、「はじめに」でも述べたように「債務不履行」と「不法行為」の調整である。学校事故においてこの両者は実質的に差異があるのだろうか。以下、安全配慮義務について理論形成が進んでいる労働災害補償問題から考察を加えていきたい。

2 安全配慮義務の法理

日本で安全配慮義務をめぐる理論は主に雇用契約関係及び労働契約関係をめぐって構築されてきた。雇用主は労働者に賃金を支払う義務だけではなく労働者の生命・身体・健康を危険から守る義務を付随的に負うという理論展開であり、また他に労働者の生存権を確保するために、雇用主の労働者に対する安全配慮義務は万全の措置を講じて労働災害を発生させない結果債務であるという理論展開などである¹⁷⁾。

このような安全配慮義務の内容に関する理論展開は概ね以下のような視点から考察されている。つまり「第一は、使用者が労働者に対して負っている安全配慮義務は、使用者が業務遂行のために必要な施設もしくは器具、機械等を設置管理し、または労働者の勤務条件等と支配管理することに由来するものであるから、業務の遂行が安全になされるように業務管理者としてあらかじめ予測しうる危険等を排除しうるに足る人的・物的諸条件を整えるに尽き、他の被用者が業務遂行上必要な注意義務を怠らないようにして危険の発生を防止すべき義務までも含むものではない。第二は、安全配慮義務は、使用者において、労働者が使用者の支配管理する業務遂行の過程で接触するであろう危険から労働者を保護すべき義務であるとして、第一説にいう業務内容にとどまらず、使用者の支配管理をうけて業務に従事する者が業務遂行上、危険の発生を防止するために尽くすべき注意義務も安全配慮義務の内容となる。第三は、安全配慮義務は、労働者の業務中の活動の全般にわたって、その生命・健康等の安全を確保することに向けられた使用者の本質的義務であり、労働者自身の過失、第三者の行為、不可抗力が介在する場合は別として、労働者の生命・身体に対する安全それ自体を確保すべき高次の義務である。」¹⁸⁾というものである。第一説は安全配慮義務の内容を狭くとらえたものであり、第二説は危険発生の防止のために尽くすべき注意義務も安全配慮義務に含まれるという広くその内容を解釈したものである。第三説は、い

わゆる無過失責任の考え方であり、安全配慮義務をもっとも広くとらえている内容といえよう。

ちなみに公務員に対する国の安全配慮義務を認定した事例として最高裁昭和50年第三小法廷判決がある。判決は「(国は)公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負っている。・・・右の安全配慮義務の具体的内容は、公務員の職種、地位及び安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によって異なるべき」¹⁹⁾であるとしたが、一方で履行補助者と安全配慮義務に関して同じ最高裁で昭和58年5月27日第二小法廷判決は「国は、公務員に対し、国が公務執行のために設置すべき場所、施設若しくは器具等の設置管理又は公務員が国若しくは上司の指示のもとに遂行する公務の管理に当たって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っている」が、履行補助者が公務の執行としてすべき通常の注意義務は国の安全配慮義務に含まれないと判示したものもある²⁰⁾。

ここで問題となるのは、災害にあった当事者が負傷または死亡したときに、安全配慮義務違反を追究する当事者は誰なのかということである。契約関係では当事者関係がまず成立していなければならないが、『近親者にも被害者の死亡や重傷等で父母・配偶者等の近親者自身にとって精神的に甚大な苦痛を受けたという場合には、近親者固有の慰藉料の請求を認められるのであるが、これは「不法行為」という故意、過失という違法な行為によって損害を発生させた場合のことであって、契約(約束)違反という債務の不履行を原因とする損害賠償は、契約上の責任であるから、契約した当事者に限られ、それ以外の第三者については認められないという一般的な原則がある』²¹⁾ため、学校事故等では債務不履行責任一本で追及できない現状がある。なお、山形地裁は私立高校体操部練習中の事故事件で被害生徒の両親と高校との間には契約関係はないが、不法行為による損害賠償責任はあると判示した例がある。²²⁾

3 注意義務の法理

労働災害や学校事故で会社及び学校、指導監督に当たる者、履行補助者の故意・過失が明らかな場合、その不法行為責任を追及していくことが被害者の法益の救済につながるが、前述したように特に学校事故で不法行為による過失責任を追及することが、教育という営みから考えて果して有効な手段かということは疑問の残るところである。

不法行為とは「加害者の違法な行為によって他人の法益(法律上の保護を与えるに値する利益)を侵害し、これに損害を及ぼした場合に問われるものであって、このような責任を生じさせる違法行為」²³⁾のことを指すが、人は社会生活を営む上で誰もが他人に対して損害を加えてはならない義務を負っており、その義務違反が違法行為となる。しかしその違法行為について故意、過失が原則として区別されないために、「危険」の範囲が問題になってくる。民法709条の不法行為は「過失の有無を決定すべき注意の程度を明示していないが、その精神は普通注意を用いる人が事物の状況に応じて通常な注意を尽くせば足りる」²⁴⁾とされ、通常な注意を尽くせば違法行為ではないとしている。

また国家賠償法1条での故意又は過失とは「当該公務員が職務を執行するにあたり、当該行為によって客観的に違法とされる事実が発生することを認識しながらこれを行う場合」²⁵⁾と判示されている。このことから学校事故で問題となるのが、違法とされる事実を認識していたかどうか、つまり注意義務を果していたかどうかである。注意義務には危険回避義務や危険予見義務、指導監督義務が含まれ、学校生活(教育課程上・教育課程外・授業中・放課後等々を含む)における児童・生徒・学生等の年齢、判断能力、性格及び事故にあった時・場所等々が判断基準となる。

また判例²⁶⁾は、国家賠償法1条における「公権力の行使」として教師の教育活動をとらえ、学説的²⁷⁾にも被害者の救済要件としては教師の教育活動を公権力の行使としてとらえることが妥当であ

るとの見解が有力になっている。「公権力の行使」としての教育活動は、常に危険を伴うものであり、いわば教師は教育活動において危険引受を伴っている以上体罰としての懲戒行為以外教師自身の責任を追及することは教育目的に合致しない。学校教育においては無過失責任主義を貫くことが教育目的を達成するために重要である。教師が「真に負担すべきなのは教育専門的安全義務の範囲」²⁸⁾なのである。

以上を前提として次に学校事故における安全配慮義務と注意義務に関して判例から検討を加えていくことにする。

4 学校事故における安全配慮義務と注意義務とは—判例から考察

学校事故の法的問題としては、教師の指導上の問題と施設・設備管理の瑕疵の問題がある。前者に係る法律は憲法17条、国家賠償法1条、民法709条、715条等々であり、さらに教師は学校教育法上から児童・生徒を保護し監督する義務がある。これは民法820条の親権に代わって負う義務でもある。その根拠は学校教育法第28条6項「教諭は児童の教育をつかさどる」という規定に根拠を求めることができる。つまり学校は教育計画を立てて児童・生徒を授業に出席させ、学校行事に参加させ、児童・生徒の人格形成を行う機関であり、教育活動上での児童・生徒の安全は当然に学校管理下に従属することになる。それゆえに学校は安全保障をする責任をもつ、ということになる。後者においては国家賠償法2条、民法717条等の営造物、土地の工作物が問題となる。

(1) 大学生への安全配慮義務

学生の自治活動として行われるクラブ活動中の事故事件²⁹⁾で、裁判所は学校側の安全配慮義務は、具体的状況等によって異なると判示する。つまり大学教育の目的は、年齢的にも成年前後の判断能力及び批判能力を一応備えた学生を対象にして「学術の中

心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させる」(学校教育法52条)ために行われるのであるから、大学側の安全配慮義務の内容及び程度は、判断能力及び批判能力が十分でない児童・生徒を相手にして心身の発達に応じ、知識の伝達と能力の養成を中心とした知育を施すことを目的とする高等学校以下の普通教育機関と比べて質的に差がある。しかも課外活動では、中学校程度の普通教育機関でも生徒の自主性を尊重すべきであり、正課と比べてもクラブ活動では学校側の指導監督及び事故発生防止義務の軽減が認められる。学校側の義務は管理する施設に安全性を欠く状態が生じた場合に危険を除去することや大学構内における事故の発生を認知した場合に速やかに救命措置等の適切な事故措置を講じる義務を負う程度にとどまる。またクラブにおける運動技能の練習をはじめ個々の具体的な活動面において、たとえその活動が一般的に事故発生につながる危険を伴うものであっても、「およそ事故防止を図る義務を負わないものと解するのが相当」であるとして、学生の自治能力を重視した判決を下している。同様の判決に昭和52年9月28日名古屋高裁金沢支部判決国立大学臨海水泳実習の水死事故事件、昭和58年2月28日山形地裁判決国立大学体育会ヨット部転覆水死事件、昭和60年12月10日東京地裁判決私立大学合気道部合宿中障害事故事件等々³⁰⁾がある。

(2) 高校生への安全配慮義務

県立高校の一般体育の時間でラグビー試合中にタックルをして重傷を負った生徒とその両親が学校側の安全配慮義務違反を追及した事件³¹⁾で、原告側は、ラグビー競技を安全に実行するだけの基本的技能を習熟するに至っていない生徒に、適切な指導を欠いたまま参加させてタックルをさせたのは学校側の安全保持義務違反である。さらに、ラグビーの危険性を十分認識したうえでラグビー指導の存続・廃止を慎重に検討すべきであり、もし実施するなら習熟度に応じて段階を設け、危険な技能を禁止するルール

を適用すべきである。また、参加させようとする生徒は保護者の同意を得た希望の生徒のみに限定する等して生徒の安全を保持する義務があった。これらを怠ったのは債務不履行及び不法行為であると主張した。

裁判所は、「履行補助者たる体育教師が、教育活動の中でその職務上生徒の健康管理及び事故防止について万全を期すべき注意義務を負うことはいうまでもないが、教師といえども、およそ想定しうるすべての危険に対して完全に生徒を保護することは不可能である。特にラグビー競技は激しい競技であるから攻撃や防禦の動作に付随して諸種の身体的事故が発生し易いものであり、その意味では本質的に一定の危険性を内在していると解されているから、注意義務の存否の判断にも自らそこに相応の限界が存するといわざるを得ない。そしてスポーツも、学校教育の一環としてなされるものである以上、生徒の心身の健全な発達に資することを目的とすべきであるから、生徒の発達段階に応じた適度な修養鍛練を含むことが望まれ、しかも、スポーツとしての性質上、ある程度の技量及び成績の向上を目的とすることも必然的に生ずるのであり、むしろそのような目的に向かって努力を積むところに教育的効果を期待できる。しかも高校2年生ともなれば通常その心身の発達程度は成人に近く、ラグビーの実施は対象生徒の経験、技量、体力に照らしても過重な負担を強いる程のものとはいえない」として、教諭の指導にも問題はないと、原告の訴えを棄却した。

また、公立高校ボクシング部での練習中死亡事件³²⁾では、札幌地裁は、ボクシング競技は「グローブをはめた手で相手の顔面及び上半身という身体の枢要部を殴って、一時的にダメージを与え勝敗を競うスポーツであり、殴打された者が死亡したり極めて重症の障害を負うに至ることもままあるものであって、各種スポーツの中でもその危険性は他に比類するものがない程高いものである」。ゆえに「このよ

うな極めて危険性の高いスポーツを高校教育の一環である部活動において行う場合には、これを指導監督する者は、極めて高度の注意義務を負うものである。特に上級者とそうでない者の練習をする際には、一層の注意義務が要求されている」として原告の損害賠償請求を認めた。

さらに、公立高校陸上競技部に所属する生徒が学校の校庭でスタートダッシュの練習中に他の部員が投げたハンマーが頭部に直撃し死亡した事件³³⁾について、浦和地裁は、学校の練習場にはハンマーが飛ぶのを防止するための有効な手段がとられていなかったのは、通常有すべき安全性を欠いたものである、として学校側に練習場設置に瑕疵があったための事故であると判断をし、損害賠償責任を認めた例がある。

(3) 中学生への注意義務

公立中学校におけるクラブ活動中野球部所属の2年生の生徒が、学校の運動場で行われた紅白戦でマスク等の防護器具をつけずに主審をしていたところ打者の打ったファールチップのボールが左眼に当たり、左前房出血の傷害を負い左眼続発性緑内障となった。そのため視力が著しく低下し、将来緑内障によって失明のおそれもあるとして、学校設置者に国家賠償法1条及び民法415条に基づき損害賠償請求を提起した事件³⁴⁾で、原告は、「教諭らは、野球部の指導・監督を行う際には平素から、部員がキャッチャーや審判をするときには、いつでもすぐに着用できるように、必要数以上の十分なマスクを準備しておくべき注意義務、さらに部員に対し、審判をする場合にはマスク等の防護器具を着用しなければならない旨指示し、また指導すべき注意義務がある。事件当日、教諭らは3年生の対外試合に同行するため、2年生の練習には付き添わずそれまでほとんど経験したことのない試合形式の練習をさせることをせず

紅白戦をさせた。試合形式の練習をさせるなら、審判のマスク着用やその他の安全指導を十分行うべき注意義務があったにもかかわらず怠った。教諭らのこれらの注意義務違反は国家賠償法第1条規定の過失である。また、民法415条規定に基づき原告と被告学校設置者は、学校教育を受けることを目的とする在学契約を締結しているから、被告は、原告を教育する義務を負うとともに、その付随的義務として、クラブ活動を含む学校教育において、原告の生命や健康等に危険が生じないようにする義務がある。被告の履行補助者である教諭らは右義務を尽くさなかった」等々として損害賠償請求を行った。

裁判所は、「審判は、バッター及びキャッチャーの後方至近距離に位置しているうえ、バッティングによってボールの進行経路が急激に変化することから、ボールがファールチップとなって飛来した場合、これを避けることが困難である。野球部員であるピッチャーの投げるボールは相当速くなるから、そのファールチップのボールを避けることがいっそう困難となることは経験則上明らかである。したがって、審判をする者が、マスクを着用しないことは、その生命身体にとって極めて危険であるから、野球部の指導監督を担当する教員は、平素から、部員に対し、審判をする場合の危険性について周知徹底するとともに、必ずマスクを着用することを指示するなどして指導する注意義務がある。教諭らは、これまで、部員に対して、審判をする場合のマスク着用について指導したことはいっさいなかったから、同教諭らに、右注意義務を怠った過失があることは明らかである」として学校側に安全配慮義務の不履行による損害賠償責任を認めたのである。

さらに在学関係については、原告生徒と学校とは公法上の関係であるが、学校側は「付随義務として、信義則上、クラブ活動を含む学校教育の過程において、原告の生命身体に危険が生じないようにすべき安全配慮義務を負っている。教諭らは学校教育に携わる公務員であるから履行補助者である。その職務を行う際に、過失があったから、結局、被告には安全配慮義務を怠った債務不履行があるというべきで

ある。」と判示した。

以上、各判例は教育活動中の教師・学校設置者の安全配慮義務と注意義務を教育目的に沿って認定していることがわかる。一方、損害賠償の認定は、事故の態様（被害生徒の年齢や能力、スポーツのもつ危険性等々）から判断し、一律に学校・教師側を敗訴にしているわけではない。しかし、判例から教育活動中における事故を回避すべき指導の方法を読み取ることができる。以下、判例から安全配慮義務と注意義務の内容を見ていくことにする。

（４）安全配慮義務と注意義務の内容

① 危険回避義務と危険予見義務

まず、事故予防のための危険回避措置義務と危険予見義務があることが認められる。公立中学校野球部事件の裁判所の判断はこれに該当する。また公立高校陸上競技部の事故事件からみても日常の施設・設備の安全点検は怠ってはならない。さらに児童・生徒については健康管理を怠らないことが重要な要素になる。特に小学校低学年の児童の健康管理は常に把握しておくべきであろう。しかし判例では、これらの義務は「学校内における生徒の全生活関係にわたるものではなく、学校における教育活動およびこれと密接不離の関係にある生活関係に限られ、密接不離の関係にある生活関係に随伴して生じた不法行為、その行為の時間、場所、態様等諸般の事情を考慮したうえ、それが学校生活において通常発生することが予測できるような行為についてのみ、中学校教員は代理監督者として責任を負う」³⁵⁾ものという一面もある。

② 生徒の保護監督義務

教育活動中は教師は生徒の生命・身体の安全について万全を期すべきものであり、単に善良な管理者の注意義務以上の最善の注意義務（できる限りの注意をほらう）が必要である。この保護監督義務は、判例³⁶⁾では「教育活動の種類等により、事前練習指導、事前注意指示、事故防止安全対策、活動中の指導監督、活動後の点検確認等の内容の注意義務を行

わなければならない。教員は勤務時間外の教育活動においても児童生徒の指揮監督義務を免れない。柔道クラブ活動が正規の教育活動である以上たとえそれが教師の勤務時間を超えて行われることを通常の形態とするとはいえ、これを実施する限り、指導担当教師は、勤務時間外においてもその職務上の義務として生徒の身体安全について万全の注意を払うべきであり、勤務時間外の故をもってその指導監督を放棄するなら、柔道練習を止めさせるなどして危険を防止すべき義務がある」としている。

③ 保護者への通知義務

学校事故でしばしば問題となるのは、保護者の通知義務である。学校及び教員は事故の状況を保護者に通知する義務があるかどうかで争われた裁判で、学校事故にあった児童が、体育授業でサッカー試合中、児童が右眼部に至近距離からプレイヤーの一人が蹴ったボールの直撃を受け、外傷性網膜剥離により失明した事件で、原告（保護者）は、担任教師が事故発生後保護者に対し通知しなかったのは過失であると主張した。第一審は担任教師には保護者に対する通知義務はないと原告の請求を棄却したが、第二審は担任教師は被害の発生は予見できなくても、事故の状況からして後刻何らかの被害が生ずることを否定し得ない場合は、学校ないし教師はその事後措置義務の一つとして、児童の保護者に対し事態に則して速やかに事故の状況等を通知し、保護者の側からの対応措置を要請すべきであると過失を認定したが、本件事件と失明の因果関係はないと原告敗訴の判示をした。最高裁は「教師は学校における教育活動によって生じるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負っており、小学校の体育授業中、生徒が事故に遭った場合に担任教師が、右義務の履行として、右事故に基づく身体障害の発生を防止するため、当該児童の保護者に右事故の状況等を通知して保護者の側からの対応措置を要請すべきか否かは、事故の種類・態様・予想される障害の種類・程度・事故後における児童の行動・態度・児童の年齢・判断能力等の諸事情を総合して判断すべき

である」として保護者に対する通知義務はないとして上告棄却をした³⁷⁾。

しかし、学校での事故（いじめ等のトラブルを含む）は、学校だけで解決すべきではなく、保護者へ速やかに報告し、相互の協力で解決することが重要である。子どもの権利条約18条は子どもの養育及び発達に関し親に対して第一次的養育責任を課しているのであるから、学校だけが子どもの教育に負担を負うべきではない。

④ 過失の認定基準

では、この教師の過失を問う注意義務の基準はどのように判断されるのであろうか。裁判例等³⁸⁾から考察すれば、教育活動上一般に認められている水準によって判定すればよいとされている。つまり技術、体操などあるいは器具を使用し、あるいは高度のテクニックを要する科目では、生徒に対し通常認められた用法又は方法で指導すればよく、教育活動はその内容によって、行う時、場所、天候等諸般の状況により異なった条件に分けられることができるから、それを分化して注意義務をみる必要がある。判例³⁹⁾では、各児童の動向に常時注意を注ぐべき義務を小学校教員に課すことは、不可能を強いる結果となるとして「用務で教室を離れることは十分考えられ、これらの場合常に事故発生を完全に防止すべき措置をとらしめることを期待することは不可能である」と判示している。

おわりに

以上、学校における事故、特に体育・スポーツ事故に関して判例の多くは注意義務の中に安全配慮義務を含めた判断を下し、しかも事故の態様を重視して判断していることがわかる。教育目的から考察すれば当然のことであるが、契約関係になくとも公法上の関係から安全配慮義務が生じるという判断が下されるならば、今後はそれに対応した教育政策、すなわち学校の教育活動上の事故については無過失責任主義を貫くといった方策がとられることが望まれ

る。心身共に健全な国民を育成する一つの重要な教科である体育において、児童・生徒が安全に教育を受けることができ、体育教師及び指導者が安心して指導を行うことができるようにするためにも早急に取り組まなくてはならない課題である。

注

- 1) 学校事故の定義は日本体育・学校健康センター法及び同施行令・施行規則等から「学校管理下において学校教育活動中及びそれと密接な関連を有する活動に伴って、児童・生徒等が負傷しあるいは死亡する事故のこと」ということができる。
- 2) 特に本研究のさきがけとなったのは伊藤堯、1970年、体育と法、道和書院。伊藤堯、1971年、体育・スポーツ事故判例の研究、道和書院（その後増補改訂版1995年）であるが、日本教育法学会での特別研究委員会の研究活動がいつその広がりをもたせた。その詳細は永井憲一「憲法と教育基本法50年と私④」(季刊教育法118号、1998年、エイデル研究所)を参照されたい。
- 3) 萩原金美「スポーツ事故と民事上の違法性阻却—その実体法的・訴訟的検討—」日本スポーツ法学会第6回大会基調講演から。なお、本講演については1999年12月に日本スポーツ法学会年報の中に収録される予定である。
- 4) 教育の規制緩和という議論が行政改革の一環としてされているが、教育の自己責任という議論からは教育における在学関係について公法上の関係と契約上の関係の見直しが必要とされてくるのではないと思われる。契約という概念からは当然に自己責任が重要な要素になってくるからである。
- 5) 筆者は現在「教育の規制緩和論の展開と課題」というテーマで教育の規制緩和について執筆中であり、詳しくはそちらで検討することにする。
- 6) 学校教育活動中とは学校教育法第一条で規定する学校、いわゆる「一条校」で行われている教育活動中での事故を指す。
- 7) 教育の目的を達成する機関としては学校教育の他、社会教育機関が整備されているが本稿では社会体育施設におけるスポーツ事故については論ぜず、他日を期したい。
- 8) 学校事故救済制度としては、日本体育・学校健康センター法の他、各種保険制度が整備されている。例えば、全国市長会学校災害賠償保険制度、都道府県立学校管理者賠償責任保険、学生教育研究災害障害保険等々があり、スポーツ事故救済制度としてはスポーツ安全協会のスポーツ安全保険や社会体育施設保険等々がある。
- 9) 学校事故に関しての裁判事例については、学校事故研究会編、1977年、学校事故全書①学校事故の法制と責任②学校事故の事例と裁判、総合労働研究所、が詳しい。
- 10) 在学関係をめぐる学説の詳細は、織田博子、1997年、在学契約と安全配慮義務、伊藤進教授還暦記念論文集、『民法における「責任」の横断的考察』、第一法規、参照。
- 11) 同前。
- 12) 昭和58年2月28日山形地裁判決。伊藤堯、1996年、スポーツ アクシデント(改訂増補第2版)、体育施設出版社、112ページ以下。
- 13) 北海道公立高校ボクシング部事故事件、札幌地裁平成9年7月17日判決。判例タイムズ959号、239ページ。
- 14) 長崎県立高校体育時間におけるラグビー試合中負傷事故事件、長崎地裁昭和58年1月21日判決。判例タイムズ494号、129ページ。
- 15) 伊藤進、1979年、別冊ジュリスト教育判例百選(第二版)、「私立高校体操部練習中の事故事件」山形地裁昭和52年3月20日判決、有斐閣、140ページ。他、南元昭雄、1977年、日大山形高校事件—在学契約にもとづく安全保持義務、学校事故研究会編、学校事故全書②学校事故の事例と裁判、275ページ以下参照。
- 16) 昭和60年12月10日東京地裁判決。伊藤堯、前掲、スポーツ アクシデント、108ページ以下。
- 17) 岡村親宜著、1992年、労災補償・賠償の理論と

- 実務、エイデル研究所、358頁以下。
- 18) 西村健一郎、1990年、使用者の安全配慮義務、ジュリスト増刊労働法の争点、256ページ以下。
 - 19) 國井和郎、1996年、公務員に対する国の安全配慮義務、別冊ジュリスト民法判例百選Ⅱ、12ページ以下。
 - 20) 國井和郎、1996年、安全配慮義務と履行補助者、別冊ジュリスト民法判例百選Ⅱ、20ページ以下。
 - 21) 安西愈、1991年、近親者の固有の慰籍料請求権をめぐる法律問題——安全配慮義務違反と不法行為の差異等めぐって——、労災職業病民事賠償年鑑、労災問題研究所、93ページ。
 - 22) 伊藤進、前掲、別冊ジュリスト教育判例百選(第二版)。
 - 23) 幾代通・遠藤浩編、1996年、民法入門〔第3版〕、有斐閣、164ページ。
 - 24) 大審院明治44年11月1日判決、民事判決録17-617。
 - 25) 熊本地裁昭和58年7月29日判決、判例時報1086号、33ページ。
 - 26) 横浜市立中学校プール事故事件、最高裁昭和62年2月6日判決、判例時報1232号、100ページ。
 - 27) 兼子仁、1978年、教育法〔新版〕、有斐閣、515ページ以下参照。
 - 28) 同前。
 - 29) 伊藤堯、前掲、スポーツ アクシデント、108ページ以下。
 - 30) 同前110ページ～115ページ。
 - 31) 長崎県立高校体育時間におけるラグビー試合中負傷事故事件、長崎地裁昭和58年1月21日判決。判例タイムズ494号、123ページ以下。
 - 32) 北海道公立高校ボクシング部事故事件、札幌地裁平成9年7月17日判決。判例タイムズ959号、235ページ以下。
 - 33) 県立高校陸上部ハンマー投げ頭部直撃死亡事件、浦和地裁平成8年10月11日判決。判例時報1613号、120ページ以下。
 - 34) 公立中学校野球部負傷事件、京都地裁平成5年5月28日判決。判例タイムズ841号、229ページ以下。
 - 35) 杉並区立阿佐ヶ谷中学校事件、東京地裁昭和40年9月9日判決、前掲、学校事故研究会編、学校事故全書②学校事故の事例と裁判、459ページ。
 - 36) 熊本県藤園中学校柔道部負傷事件、熊本地裁昭和45年7月20日判決、前掲、学校事故研究会編、学校事故全書②学校事故の事例と裁判、463ページ。
 - 37) 小学校6年生サッカー授業中事故事件、最高裁昭和62年2月13日判決、伊藤堯他編、1998年、スポーツ六法、道和書院、445ページ以下。
 - 38) 徳島県半田小学校やかん火傷事件、徳島地裁昭和45年10月10日判決、前掲、学校事故研究会編、学校事故全書②学校事故の事例と裁判、465ページ。
 - 39) 上井長久、学校事故に関する裁判の動向と問題点—その損害賠償責任について—、前掲、学校事故研究会編、学校事故全書②学校事故の事例と裁判、127ページ以下参照。
- 付記 本稿では紙数の関係で詳しく触れることができなかったが学校関係者が普段の教育活動として注意しておかなければならないのは、時効の年限の問題である。不法行為の場合は3年、債務不履行の場合は10年で時効が消滅するため、在学中には不法行為責任で訴訟を提起せず、被害者の卒業後に債務不履行責任で訴訟提起といった場合も出てくる。そのような場合からも事故対策は万全を期さなければならない。
- なお、本稿を執筆するにあたって、本学名誉教授伊藤堯先生と法政大学法学部教授永井憲一先生に有益なご指導を戴いた。厚く御礼を申し上げます。

参考文献

- 幾代通・遠藤浩編、1996年、民法入門(第3版)、有斐閣。
- 伊藤堯、1995年、体育・スポーツ事故判例の研究増補改訂版、道和書院

伊藤堯、1996年、スポーツ アクシデント（改訂増補第2版）、体育施設出版。

岡村親宜著、1992年、労災補償・賠償の理論と実務、エイデル研究所。

織田博子、1997年、在学契約と安全配慮義務、伊藤進教授還暦記念論文集『民法における「責任」の横断的考察』、第一法規出版

兼子仁、1978年、教育法（新版）、有斐閣。

永井憲一、1993年、教育法学、エイデル研究所。